

三島川之江港は公平な競争を！

北海道から沖縄まで港の労働者代表が、当地に来て公平な競争を訴えています。

日本の港は**港湾運送事業法**という法律で、港で働く労働者の生活や安全が守られています。ところが、三島川之江港は、この法律が適用されていないため重大な労働災害も多く、平成18年には死亡災害が2件発生しております。また、低料金で荷役を行うことで、周辺の港に悪影響を及ぼしています。私たち全国港湾労働組合連合会は、このような不公平な競争をしている三島川之江港に**港湾運送事業法**を適用することを求めています。

三島川之江港に**港湾運送事業法**を適用（指定）する流れ

- ① 2005年11月に国土交通省が、三島川之江港に港湾運送事業法を指定することを決定。
- ② 国土交通省の決定に対して、地元の港湾運送事業者が、新聞などのマスコミで指定に反対するキャンペーンを行い、指定化が進まなくなる。
- ③ 2011年3月に国交省が、国会で三島川之江港は港湾運送事業法を指定する条件を満たしていると表明する。
- ④ 2011年12月に全国の労働者代表150名が、四国中央市に集まり、大王製紙などに対して指定化を訴えるデモ行進を行う。
- ⑤ 2012年3月に三島川之江港の港湾運送事業者が、港湾福利厚生分担金を支払うことと、日本港運協会の特別会員となることで、指定港化に一步前進する。
- ⑥ 2013年12月に四国4県の港の労働者代表と、港湾運送事業者の代表が、一緒になって国交省に指定港化を陳情する。
- ⑦ 2014年6月に徳島タウニングで、四国4県の8つの指定港の関係者などによって、三島川之江港が港湾運送事業法の指定港となる環境整備に取り組みとの決議がなされた。

四国でトップの貨物取り扱い量を誇る
三島川之江港は、港湾運送事業法の
指定港となるべきです。



港湾・運輸関連労働者を中心に組織している

全国港湾労働組合連合会

東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 1階